

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成20年1月24日(2008.1.24)

【公開番号】特開2006-18761(P2006-18761A)

【公開日】平成18年1月19日(2006.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2006-003

【出願番号】特願2004-198343(P2004-198343)

【国際特許分類】

G 0 6 T 1/00 (2006.01)

H 0 4 N 1/00 (2006.01)

H 0 4 N 1/10 (2006.01)

H 0 4 N 1/107 (2006.01)

【F I】

G 0 6 T 1/00 4 3 0 J

G 0 6 T 1/00 4 0 0 G

H 0 4 N 1/00 C

H 0 4 N 1/10

【手続補正書】

【提出日】平成19年12月5日(2007.12.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原稿を載置する載置面と、

前記載置面に載置された原稿の画像を読み取ると共に、セキュリティ情報媒体からセキュリティ情報を読み取るイメージセンサと、

前記セキュリティ情報媒体から読み取られたセキュリティ情報を予め記憶されたセキュリティ情報と照合する情報照合部と、

を有することを特徴とする画像読み取り装置。

【請求項2】

前記セキュリティ情報媒体を載置する他の載置面を有することを特徴とする請求項1記載の画像読み取り装置。

【請求項3】

前記載置面は、前記セキュリティ情報媒体を載置することを特徴とする請求項1記載の画像読み取り装置。

【請求項4】

前記セキュリティ情報は個人認証情報であることを特徴とする請求項1記載の画像読み取り装置。

【請求項5】

前記個人認証情報は指紋であることを特徴とする請求項4記載の画像読み取り装置。

【請求項6】

前記セキュリティ情報媒体は、個人を特定する情報が記載された印刷物であることを特徴とする請求項4記載の画像読み取り装置。

【請求項7】

前記イメージセンサにより所定のタイミングで読み取られた前記載置面の画像において、

所定の輝度レベルを超える画素が所定数以上あることに応じて所定のメッセージを表示する表示部を備えることを特徴とする請求項3記載の画像読取装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記目的を達成するために、請求項1記載の画像読取装置は、原稿を載置する載置面と、前記載置面に載置された原稿の画像を読取ると共に、セキュリティ情報媒体からセキュリティ情報を読取るイメージセンサと、セキュリティ情報媒体から読取られたセキュリティ情報を予め記憶されたセキュリティ情報と照合する情報照合部とを有することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

請求項7記載の画像読取装置は、請求項3記載の画像読取装置において、前記イメージセンサにより所定のタイミングで読取られた前記載置面の画像において、所定の輝度レベルを超える画素が所定数以上あることに応じて所定のメッセージを表示する表示部を備えることを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0012

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0012】

請求項1記載の画像読取装置によれば、載置面に載置された原稿の画像を読取るイメージセンサがセキュリティ情報媒体のセキュリティ情報を読取るので、セキュリティ情報を読取るための新たなイメージセンサを設ける必要が無く且つ認証の実行が容易であり、もって製造コストの増大を抑制しつつ精度の高い認証及び高い操作性を実現することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

請求項7記載の画像読取装置によれば、イメージセンサにより所定のタイミングで読取られた載置面の画像において所定の輝度レベルを超える画素が所定数以上あることに応じて所定のメッセージが表示されるので、載置面が汚れていることをユーザに通知することができ、もって精度の高い認証を維持することができる。